



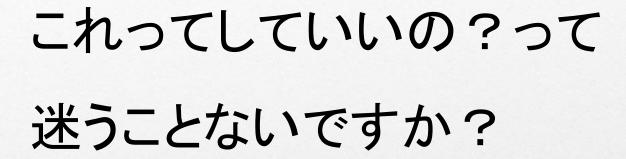
#### これって医療行為? ~介護職が出来る行為とは~

作成 リハ室











#### 介護職は医療行為はできません!

医師の医学的判断や技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼす行為 (医療行為)だからです。





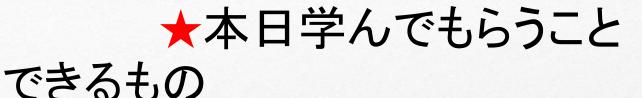
### 今回のミッションは

## 「介護職が出来る行為」を知る!









- ① 医療行為ではない
- ② 原則、医療法等の対象とならない行為

#### 条件付きでできるもの

- ③ 「3つの条件」を満たした上で、 更なる条件付きで出来る行為
- ④ 研修を修了した者が行える行為 (認定特定行為)





## できるもの

① 医療行為ではない

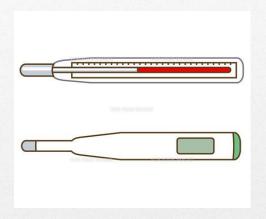








#### ① 医療行為ではない







- 体温計(電子・水銀も含む)で、体温を測定する
- 自動血圧計により、血圧を測定する(※入院治療が必要者以外)
- パルスオキシメーターを指に装着・測定する(サーチ測定という)









## あくまで測定や装着する行為のみ!

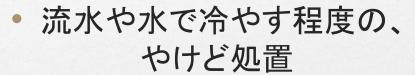






#### ① 医療行為ではないもの

小さく軽い切り傷、擦り傷にカットバン等を貼る







判断が不安な時は看護師に聞いてね!





# 日 日 月 人



### 介護職はどちらの血圧計が使える?

AかBか?でお答えください

A 水銀血圧計

B 電子血圧計

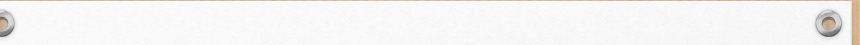






## 理由

水銀血圧計は 聴診器を使用し、判断する から医療行為になる



テーブルに膝をこすり、擦り傷ができた。 傷口にカットバンを貼った。

○か×でお答えください





## 理由

軽微な傷の場合は 医療行為にならない できるもの

② 原則、医療法等の

対象とならない行為

(※変化や異常ある場合は医療行為にあたる)





- ① 爪そのものに異常がない
- ② 爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症が無い
- ③ 糖尿病の専門的な管理が必要でない













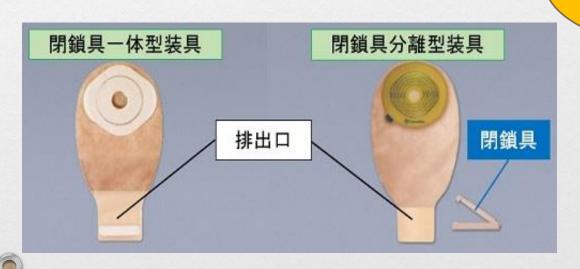






## ストマ装具のパウチ内にたまった 排泄物を捨てること

(パウチの取り換えを除く)









#### 日常的な歯磨き・

口腔粘膜や舌苔の除去 (歯周病などの異常がな い場合のみ)



耳垢の除去 (耳垢塞栓の除去を除く)







#### 自己導尿を補助

カテーテルの準備、

体位の保持などを行うこと



市販のディスポーザブル グリセリン浣腸器を用いて 浣腸する





# 日 日 月 人

# 利用者様に注射器型の浣腸で浣腸を頼まれました。介護職ができますか?

AかBか?でお答えください

A できる







## 理由

市販の使い捨て浣腸ではない



## 条件付きでできるもの

③「3つの条件」を満たした上で 更なる条件付きで出来る行為





- ① 容態が安定している
- ② 薬の副作用や量の調整で医療職による 連続的な容態の経過観察が不要
- ③当該医薬品の使用方法に

専門的な配慮が不要

(誤嚥の危険性・肛門からの出血なし)







- ・利用者の状態が「3つの条件」を満たしている事を、医療職が確認
- 介護職等による医療品使用の介助が出来る事を、利用者本人・家族に伝えている.







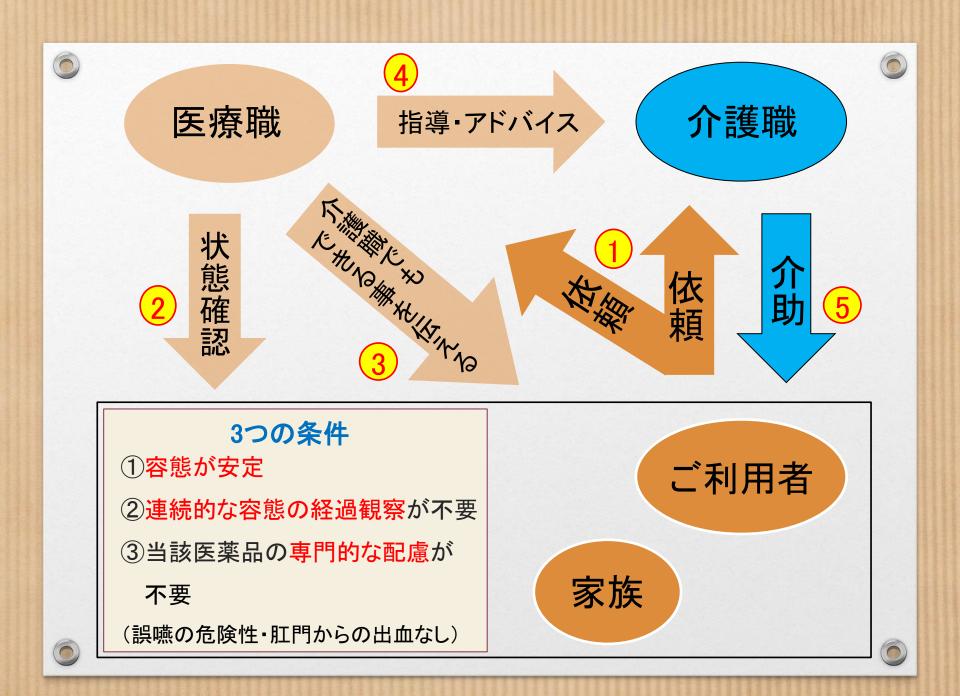
#### 更なる条件②

- 事前の本人または家族の具体的な依頼に基づき、 医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により利用 者ごとに区分し 授与された医薬品である事
- 医師または、歯科医師の処方及び、薬剤師の服薬 指導の上、看護職員の指導・アドバイスを遵守した 医薬品の使用を介助する事

ややこしいので、流れを図で説明すると・・・





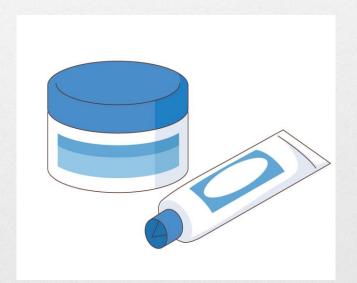






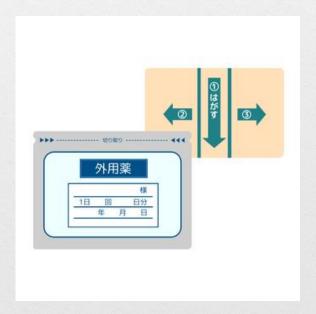
## 軟膏の塗布

皮膚への軟膏塗布 (褥瘡の処置除く)



## 湿布の貼付

• 皮膚への湿布貼付





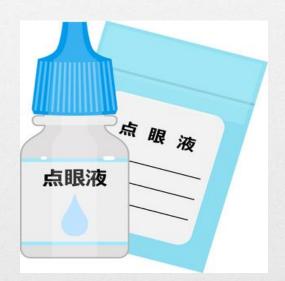






## 点眼

#### • 点眼薬



## 服薬介助

(誤嚥の危険性がない)

・一包化された内服薬の 服薬介助





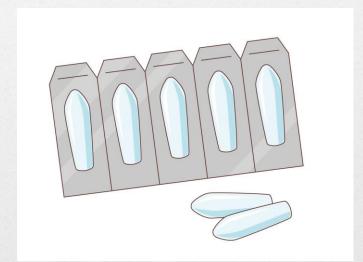




## 坐薬

肛門からの座薬挿入

(肛門からの出血なし)



## 鼻薬剤

鼻粘膜への 薬剤噴霧の介助







# 日 日 月 人



## どちらの湿布、貼り付けができる?

AかBか?でお答えください

A 市販湿布



B 病院処方湿布







理由

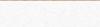
医師の処方を 受けている

### 条件付きでできるもの

④ 研修を修了した者が行える行為 (認定特定行為)









## 認定特定行為

#### 喀痰吸引



#### 経管栄養



研修・講習を受けた介護士 が出来る医療行為





#### まとめ

できるもの

条件付きで できるもの

を把握することで、

安心、安全な介護ができるようになる。

明日から、レッツトライ!!









#### (参考法規)

※医行為について 医政発第 0726005 号 平成17年7月26日 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師 法第31条の解釈について(通知) 厚労省より

#### ※認定特定行為

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年度から一定の研修を修了した介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下で喀痰吸引・経管栄養の行為を実施できることとなりました。





## ご清聴ありがとうございました



